令和８年（フ）第１５７号
千葉県君津市六手143番地１、前住所千葉県君津市泉589番地３
債務者　長谷川洋昭
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１６１号
千葉県君津市久保４丁目４番６号　202
債務者　渡邊ひろ子
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１７３号
千葉県富津市青木1637番地25
債務者　林　みなみ
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１７６号
千葉県木更津市桜井229番地　１棟101号
債務者　戸村　秀樹
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１８２号
千葉県君津市中野６番地11
債務者　山下　直樹
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１２３８号
東京都多摩市聖ヶ丘１丁目13番地２―505
債務者　久田　浩司
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５５５号
東京都町田市能ヶ谷４丁目37番32号クレメントⅢ101
債務者　赤倉　紀夫
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５６１号
東京都東久留米市中央町三丁目13番18号フローレス中央Ａ―102
債務者　佐々木和幸
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６２１号
東京都町田市忠生４丁目12番地２都営忠生第４　２―406
債務者　天羽　芳郎
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６８０号
東京都八王子市南町９番10号エスパシオビル506号
債務者　山本　和季
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７３３号
東京都八王子市犬目町467番地３
債務者　大崎　友秋
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第４４号
香川県観音寺市流岡町1347番地26鹿隈リゾートタウン20―202号
債務者　川﨑　信也
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
　　高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第１１０９号
千葉市花見川区武石町２丁目705番地
債務者　植田　一文
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２３５号
千葉市緑区誉田町２丁目16番地83　メゾン誉田101号
債務者　熱海智香子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２７４号
千葉県八千代市勝田台南２丁目24番17号
債務者　猪俣　美咲
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４４８号
千葉県船橋市飯山満町２丁目484番地35　Ｌｉｋｅｓ飯山満町Ｂ棟203号
債務者　ＳＨＩ　ＢＯＹＩＮＧ　施　　博英（セ　ハクエイ）
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４８３号
千葉県浦安市北栄３丁目25番16―104号
ｂｌｕｅ　ｐａｌｅｔｔｅ　浦安
債務者　原　　優成
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係